

別紙 2

アレルギー物質を含む食品に関する表示について

特定原材料等 28 品目

規定	特定原材料等の表示	理 由
食品 表示 基準	えび、かに、くるみ、小麦、そば、 卵、乳、落花生（ピーナッツ）	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの
通知	アーモンド、あわび、いか、いくら、 オレンジ、カシューナッツ、キウイ フルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、 大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダ ミアナッツ、もも、やまいも、りん ご	症例数や重篤な症状を呈する者の数が 継続して相当数みられるが、特定原材料 に比べると少ないもの 特定原材料とするか否かについては、今 後、引き続き調査を行うことが必要。
	ゼラチン	牛肉・豚肉由来であることが多く、これ らは特定原材料に準ずるものであるた め、既に牛肉・豚肉としての表示が必要 であるが、過去のパブリックコメント手 続きにおいて「ゼラチン」として単独の 表示を行うことへの要望が多く、専門家 の指摘も多いため、独立の項目を立てて いる